

令和4年 第3回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和4年4月28日 開会

令和4年4月28日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和4年第3回南種子町議会臨時会目次

第1号（4月28日）（木曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例等の一部を改正する条例]	4
税務課長説明	4
質疑	7
討論	7
採決	7
1. 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例]	8
税務課長説明	8
質疑	9
2番 福島照男君	9
討論	9
採決	9
1. 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について [令和3年度南種子町一般会計補正予算 (第13号)]	9
総務課長説明	10
質疑	14
1番 濱田一徳君	14
2番 福島照男君	15
討論	17
採決	17
1. 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について [令和3年度南種子町国民健康保険事業勘	

	定特別会計補正予算（第5号）]	17
	保健福祉課長説明	17
	質疑	18
	討論	18
	採決	18
1.	日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について [令和3年度南種子町介護保険特別会計補 正予算（第5号）]	18
	保健福祉課長説明	19
	質疑	20
	2番 福島照男君	20
	討論	20
	採決	20
1.	日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について [令和3年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第4号）]	20
	保健福祉課長説明	20
	質疑	21
	討論	21
	採決	21
1.	休 憩	22
1.	日程第10 議案第24号 普通財産の無償貸付けについて	22
	総務課長説明	22
	質疑	22
	8番 小園實重君	23
	6番 柳田 博君	26
	9番 塩釜俊朗君	27
	討論	29
	採決	29
1.	日程第11 議案第25号 令和4年度南種子町一般会計補正予算 (第1号)	29
	総務課長説明	29
	質疑	31
	1番 濱田一徳君	31

8番	小園實重君	32
6番	柳田 博君	32
5番	名越多喜子さん	34
8番	小園實重君	35
2番	福島照男君	37
討論		38
採決		39
1. 閉 会		39

令和4年 第3回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和4年4月28日

令和4年第3回南種子町議会臨時会会議録

令和4年4月28日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例等の一部を改正する条例]
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]
- 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[令和3年度 南種子町一般会計補正予算（第13号）]
- 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[令和3年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）]
- 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について
[令和3年度 南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）]
- 日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について
[令和3年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）]
- 日程第10 議案第24号 普通財産の無償貸付けについて
- 日程第11 議案第25号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第1号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	河野容規君
水道課長	向江武司君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和4年第3回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、福島照男君、3番、廣濱正治君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、町長提出の承認第1号から承認第6号及び議案第24号から第25号の計8件について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件2件、同じく専決処分した予算案件4件、事件案件1件、予算案件1件の計8件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第2号は、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第3号から承認第6号の4件は、令和3年度一般会計及び3つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定、並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

今回は、一般会計においては、予算の最終調整により財源に余裕が出たため、財政調整基金へ1億2,710万3,000円、減債基金へ5,000万円、農業振興基金へ1億円を積み立てるものでございます。

議案第24号は、普通財産の無償貸付けについてございまして、株式会社川商ハウスとの連携協定に基づき、民間における住宅建設を目的として、普通財産を無償で貸し付けるものでございます。

議案第25号は、令和4年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございまして、地方創生臨時交付金を活用した事業と目的基金を活用した事業の追加等に伴うものでございまして、地域まるごと応援クーポン支給事業4,665万円、種子島地区航路・航空路支援金1,000万円、新型コロナウイルス感染症病床を有する医療機関従事者への慰労金884万円、令和4年4月の要綱改正に伴う公民館施設等整備費補助金300万円、介護員養成研修の費用全額補助162万8,000円などが主なものでございまして、9,292万1,000円を追加し、総額59億3,292万1,000円とするものでございます。

各議案、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 承認第1号について御説明申し上げます。

承認第1号は、専決第1号南種子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、令和4年度税制改正において、住宅ローン控除の特例の延長、土地の固定資産税の負担調整措置、民法の改正に伴う規定の整備など、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げますので、新旧対照表1ページをお開きください。

第1条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

まず、第18条の4は、固定資産の名寄せ兼課税台帳について、納税義務者がDVなどの保護措置を受けているなど、現住所を表示することについて支障がある場合について、法施行規則で定める方法により表示することを定めるものです。

次に第33条第4項は、「特定配当等に係る所得」について、第6項は「特定株式等譲渡所得」について総合課税又は分離課税の選択に関する申告を「確定申告書」のみとすることを定めるものでございます。

2ページをお開きください。

次に第34条の7第1項第1号オは、公益法人に対する寄附金税額控除の経過措置期間が終了したことにより、規定の整備を行うものでございます。

3ページをお開きください。

次に第34条の9は、特定配当所得及び特定株式等譲渡所得の税額控除を確定申告書の記載によって行うことを定めるものでございます。

3ページから4ページ、第36条の2は、公的年金等受給者の住民税申告について法律の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

5ページをお開きください。

次に第36条の3は、法の改正に伴い用語の整備を行うものでございます。

次に第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族申告書に、一定の所得を有する配偶者の氏名を記載することを定めるものでございます。

6ページをお開きください。

次に第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書につきまして、特定配偶者及び16歳超えの扶養親族を有する者の提出義務について定めるものでございます。

次に第48条は、法人町民税の申告納付について、法律の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

7ページをお開きください。

第53条の7は、特別徴収税額の納入申告書に関して、省令の改正に合わせて規定の整備を行うものです。

次に第 73 条の 2 及び 8 ページ、第 73 条の 3 は、固定資産の名寄せ兼課税台帳について、納税義務者が DV などの保護措置を受けているなど、現住所を表示することについて支障がある場合について、法の施行規則で定める方法により表示することを定め、閲覧に供する場合もこの措置を講じた台帳を使用することを定めるものでございます。

制定附則第 7 条の 3 の 2 は、住宅借入金等特別税額控除の適用が令和 7 年入居分までに延長されたことを定めるものでございます。

8 ページから 10 ページの附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等で定める固定資産税の減免割合、いわゆる「わが町特例」の割合について法の改正に伴い「項ずれ」など規定の整備を行うものでございます。また、第 25 項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地の課税標準を 4 分の 3 と定めるものでございます。

10 ページをお開きください。

次に附則第 10 条の 3 は、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額に関する特例の拡充について定めるものでございます。

11 ページをお開きください。

次に附則第 12 条は、景気回復に資するため、令和 4 年度課税分の商業地等に係る土地の課税標準の加算率を 5% から 2.5% に引き下げる特例について定めるものでございます。

12 ページをお開きください。

附則第 16 条の 3 は、上場株式等の配当所得等について、分離課税を所得税で適用された場合に限り、町民税でも適用することを定めるものです。

13 ページをお開きください。

附則第 17 条の 2 は、法律の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

次に附則第 20 条の 2 及び 14 ページ附則第 20 条の 3 は、所得税の申告方式により、町民税の課税の特例を適用する規定を整備するものでございます。

15 ページをお開きください。

附則第 26 条は、住宅借入金等特別税額控除の適用が延長されたことに伴い「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」については、削除されるものでございます。

16 ページをお開きください。

第 2 条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

第1条のうち第36条の3の3の改正規定は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものです。

次に改正附則第2条については、法の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

続きまして、今回の改正条例の附則について御説明いたします。改正条例の後ろから3枚目をお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は、令和4年4月1日から施行するものですが、第1号として、第1条改正中、扶養親族等申告書についての改正規定及び住宅借入金等特別税額控除の適用が令和7年入居分までに延長される規定、住宅用地造成のため譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例の規定、附則第26条を削る規定、第2条による改正中、扶養親族申告書の改正規定、並びに改正附則第3条に定める町民税に関する経過措置については、令和5年1月1日より施行するものです。

第2号は、第1条改正中、所得割の課税標準に係る規定、配当割又は株式等譲渡所得割額の控除に係る規定、町民税に係る各種申告書の規定並びにこれらに関する経過措置については、令和6年1月1日より施行するものでございます。

第3号は、第1条改正中、名寄せ兼課税台帳等の住所記載に関する規定並びに経過措置については、令和6年4月1日より施行するものです。附則第2条は納税証明書に関する経過措置、附則第3条は町民税に関する経過措置、附則第4条は固定資産税に関する経過措置について、改正後の町税条例の適用については、それぞれの施行日以後の適用とし、それ以前は従前の例によることを定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号は、専決第2号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、未就学児に係る医療分及び後期高齢者支援分の均等割額を2分の1に減額するなど、地方税法が改正され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第2条第2項で、医療分の課税限度額を63万円から65万円に引き上げ、第3項で後期高齢者支援分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

第3条から2ページ第13条までは、地方税法施行令の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

第23条第1項第1号から第3号までは、限度額の改正及び地方税法施行令の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

第23条第2項は、第1号で、国民健康保険の被保険者世帯内に未就学児が含まれる場合で医療分の均等割について、軽減判定が7割の時は、未就学児1人当たり3,795円、5割の時は6,325円、2割の時は1万120円、軽減無しの時は1万2,650円を減額するものでございます。

第2号は、後期高齢者支援分の均等割について、軽減判定が7割の時は、未就学児1人当たり1,440円、5割の時は2,400円、2割の時は3,840円、軽減無しの時は4,800円を減額するものでございます。

5ページ第23条の2から10ページ制定附則第13項までは、地方税法施行令の改正に伴い規定の整備を行うものです。

次に今回の改正条例の附則について御説明いたします。改正条例の4ページ目をお開きください。

附則第1項は、施行日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項は、経過措置として改正後の規定は、令和4年度以後の国民健康保険税に適用し、令和3年度分以前については従前の例によることを定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 概算でいいんですが、この軽減措置による年間のだいたい金額総額で、概算で構いません。どれくらいあるか。見込みを教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 福島議員の御質問にお答えいたします。

未就学児に対する軽減措置の減額についての御質問だと理解しています。こちらにつきましては、令和4年の当初賦課がまだ済んでおりませんので、概算で令和3年度のデータを基に試算しましたところ、該当者約59名の未就学児がいらっしゃるようです。金額では、合計になりますけれども59万3,300円という試算になっているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[令和3年度南種子町一般会計補正予算（第13号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第3号で処理した令和3年度南種子町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものでございます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ248万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億178万8,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に5枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、追加計3件であります。

まず、民生費、臨時特別給付金の事業費・事務費については、給付金事業の性質から、申請期間が令和4年9月末日までとされていることから、事業費2,920万円、事務費66万6,000円を繰り越すものでございます。

次に農業費、情報収集等業務効率化支援事業費については、農業委員会による農地等の貸し借り状況を効率的に把握するタブレット端末の導入に期間を要するため、62万円を繰り越すものでございます。

次に第3表の地方債補正については、変更3件であります。

まず、過疎対策事業債については、温泉センター太陽熱利用システム整備工事外4件を変更し、限度額を2億7,870万円とするものであります。

次に辺地対策事業債については、上中西之線交通安全対策事業を変更し、限度額を1億1,540万円とするものでございます。

次に緊急自然災害防止対策債については、平梨線側溝整備事業を変更し、限度額を1,130万円とするものでございます。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、12 ページをお開きください。

まず 12 ページから 13 ページ、一般管理費については、普通旅費の減額が主なもので、355 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に 13 ページから 14 ページ、財産管理費については、用地境界確定作業委託の減額が主なもので、207 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に 15 ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、3,168 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に同ページから 16 ページ、地域振興費については、結婚祝金の減額が主なもので、375 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に同ページ、地方創生臨時交付金事業費については、宇宙のまち持続化支援金の減額によるもので、1,172 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に同ページ、企業誘致推進費については、サテライトオフィス進出支援補助の減額が主なもので、618 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に 17 ページ、戸籍住民基本台帳費については、通知カード・個人番号カード関連事務交付金の減額が主なもので、246 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に 18 ページ、社会福祉総務費については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の減額が主なもので、490 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に同ページから 19 ページ、老人福祉費については、老人ホーム入所措置費の減額が主なもので、453 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に同ページから 20 ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費など扶助費の減額が主なもので、1,286 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に同ページ、母子福祉費については、ひとり親家庭等医療費助成など扶助費の減額が主なもので、402 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に同ページ、温泉センター管理費については、燃料費など需用費の減額が主

なもので、396万3,000円を減額するものでございます。

次に同ページから 21 ページ、介護保険福祉費については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の減額が主なもので、539万1,000円を減額するものでございます。

次に同ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定などに伴い、503万4,000円を減額するものでございます。

次に同ページから 22 ページ、児童福祉総務費については、子どものため教育・保育給付費など扶助費の減額が主なもので、1,794万4,000円を減額するものでございます。

次に同ページから 23 ページ、保育園費については、賄材料費の減額が主なもので、256万7,000円を減額するものでございます。

次に 24 ページ、生活保護扶助費については、医療扶助費などの減額によるもので、2,607万円を減額するものでございます。

次に 26 ページ、清掃総務費については、中南衛生管理組合負担金の減額が主なもので、986万4,000円を減額するものでございます。

次に同ページから 27 ページ、塵芥処理費については、資源ごみ等運搬業務委託の減額が主なもので、313万4,000円を減額するものでございます。

次に同ページ、農業委員会費については、農業委員等報酬の増額が主なもので、253万2,000円を増額するものでございます。

次に 28 ページから 29 ページ、農業振興費については、さとうきびプロジェクトエイト振興事業など補助金の減額が主なもので、3,177万7,000円を減額するものでございます。

次に 30 ページ、キャトルセンター運営費については、飼料費の減額が主なもので、206万9,000円を減額するものであります。

次に 31 ページから 32 ページ、林業振興費については、戦略産品輸送支援事業補助金の減額が主なもので、459万1,000円を減額するものでございます。

次に同ページ、水産業振興費については、輸送コスト支援事業補助金の減額が主なもので、221万1,000円を減額するものでございます。

次に 33 ページ、観光費については、滞在型観光促進事業負担金の減額が主な

もので、666万4,000円を減額するものでございます。

次に34ページから35ページ、道路維持費については、道路等維持管理業務委託の減額が主なもので、423万4,000円を減額するものでございます。

次に36ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金の減額が主なもので、349万7,000円を減額するものでございます。

次に同ページから37ページ、非常備消防費については、消防団員出動に伴う費用弁償の減額が主なもので、403万4,000円を減額するものでございます。

次に同ページから38ページ、事務局費については、宇宙留学連絡協議会補助金の減額が主なもので、528万円を減額するものでございます。

次に同ページから39ページ、小学校学校管理費については、新型コロナウイルス感染症対策備品の減額が主なもので、260万円を減額するものでございます。

次に同ページから40ページ、小学校学校営繕費については、修繕費の減額が主なもので、253万6,000円を減額するものでございます。

次に42ページ、公民館費については、自治公民館機能向上支援事業補助金の減額が主なもので、264万7,000円を減額するものでございます。

次に46ページをお願いします。

繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、合計で723万9,000円を減額するものでございます。

次に同ページから47ページ、各基金積立金については、予算の最終調整を行い財源に余裕が出たため、財政調整基金へ1億2,710万3,000円、減債基金へ5,000万円、農業振興基金へ1億円を積み立てるものでございます。

次に同ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、ふるさと応援寄附金から手数料を差し引いた5,858万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので1ページをお開きください。

まず、町税については、収納見込みによる補正であります。

次に同ページ、地方譲与税から3ページ地方交付税については、交付決定に基づくものでございます。

次に同ページ、分担金及び負担金から5ページ使用料及び手数料については、

実績見込み等によるものでございます。

次に同ページから6ページ、国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、地方創生臨時交付金1,275万円の減額が主なものでございます。

次に同ページから8ページ、県支出金については、事業の確定等に伴うもので、地域社会維持推進交付金などの減額が主なものでございます。

次に同ページ、財産収入については、堆肥売払い金656万1,000円を増額するものでございます。

次に同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金3,670万円の減額によるものです。

次に9ページから11ページ、諸収入については、事業の確定等に伴うもので、奨学資金貸付金償還金の増額が主なものでございます。

最後に同ページ、町債については、中南広域斎苑火葬場増改築事業債960万円の減額が主なものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出12ページから47ページまで質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 歳出の15ページですね、地域振興費。ここで結婚祝金が140万円減額されていますけれども、私はここは増えてほしいなど、増額であってほしいなと思ってたんですけども、去年、令和3年度は何組くらいが結婚しておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 詳しいデータの資料を持ち合わせてなくて、正しい数字が分からないところですけども、予算額よりも減少したという事で、こちらについては、本年度については婚活のイベント等も実施をして行くようにしていますので、そういった事業を行いながら結婚する方が増えるように努めて参りたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） これは希望と言うかお願いと言うかですね、やはり町の発展

のためには若い人たちの出会いの場を作って町を活気づける。そして新しい家庭が出来ると。そういうのも大事なこの南種子町の活性化ではないかと思えます。どうか色んな知恵を絞ってですね、是非この結婚祝金が増えるようにですよ減額ではなくて、そういう施策を色々やってもらったらありがたいかなと思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま企画課長の方からもありましたが、当然私どもも議員からの御指摘のとおり、若い方々が増えて、そしてまた結婚される方が増えていくという、そういうことに繋がっていくようなことをしっかりやらなければいけないと思っております。現在、移住定住の実行委員会の方で御協力をいただいております、これを隔年でやっていただくことを今話を伺っておりますから、先程企画課長が言ったとおりであります、その対策については4年度取り組むことといたしております。それで現在、宇宙留学の家族留学を中心に、これとは別で家族留学で残られる方もかなり増えて来ております。3年度の14世帯の方々の中で9世帯残りましたから、本当であればもう1世帯の方も残りたかった訳でございますけれども、住居がどうしても確保出来なかったということでやむなく帰られました。こういうことと、そしてもう来年度の年度当初に向けて、こちらに家族で移り住みたいという情報も昨日寄せられておまして、そのことについても情報提供いたしております。極力、後もってまた色んなこの提案の中で御質問もあろうかと思えますけれども、住宅政策も一緒にやりながら、若い方々が住んでいただけるという環境整備をしっかりと、そしてまた、この結婚定住についても、不足をしてすぐお願いをするような状況にならないように予算は組んでいる訳ですけれども、本当にこれがしっかりとそういうものに結びついて、補正でお願いするような状況になりますように、私どもも今後努力をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 先程の実績ですけれども、当初予算の方が400万円を計上してございまして、実績として260万円でございますので、20万円を支給いたしますので、13件ということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 28ページ農業費でございます。

非常にあの減額の項目と金額の数も多く出て来ております。節約されたと言う表現であれば非常にいいんですが、逆にですね、農業振興についてはここにあげ

ました予算の満額ぐらいをやっぱり農業振興、農家育成には是非使っていただき
たかったなと思っっているんですが、ここら辺の取り組みについての予算が余って
きた理由等があれば課長の方から説明をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 資料 28 ページの農業振興費関係の負担金補助金で
すが、特に補助金関係のさとうきびプロジェクトエイト事業につきましては、国
の 12 月補正事業を活用させてもらいまして、町単独事業の 1,617 万 4,000 円と
いう部分については、国の事業の 3 分の 2 の事業に載せ替えた形で減額というこ
とになっております。他の部分についても、事業確定ということになっておりま
す。特に輸送支援の海上輸送につきましては、それぞれの農家の方、組織の方の
実績に伴うということで、国に予算を要求していた額から実績が少なかったとい
うふうな状況であります。予算執行につきましては、南種子町の農業振興のため
に精一杯予算獲得した分ですから、今後も活用させてもらいたいということで計
画しております。

以上、報告します。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2 番、福島照男君。

○2 番（福島照男君） 輸送コスト支援事業、それから戦略産品輸送コスト事業のと
ころがかなり減額になっておりますが、これはやっぱり安納いもの基腐病等の影
響が多分にあるのかなと思うんですが、そこら辺の見解が分かれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 輸送コスト支援事業については、海上輸送で中身で
今議員が言われる基腐れ関係の影響は多分にありました。一応当初 4 月の段階で
それぞれの農家が計画した数量を 3 月末で実績上げるという事でありまして、
特に成果物の中でも基腐れ関係の影響はありました。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2 番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入 1 ページから 11 ページまで質疑はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第 2 表繰越明許費補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第4号について御説明を申し上げます。

承認第4号は、専決第4号で処理した令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。

予算書1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,779万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,650万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。

款の4、使用料手数料につきましては、督促手数料の実績見込みにより8万円減額するものでございます。

款の6、県支出金の県補助金につきましては、それぞれ交付決定によります補

正で2,577万9,000円を減額するものでございます。

款の10、繰入金につきましては、それぞれ実績による補正であり、192万9,000円を減額するものでございます。

款の12、諸収入につきましては、収入見込みにより補正するもので3,000円を減額するものでございます。

次に歳出2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で、53万8,000円を減額するものでございます。

3ページから4ページ、款の2、保険給付費につきましては、項の1、療養諸費から、項の6、傷病手当金まで給付実績によるもので、保険給付費合計で2,502万円を減額するものでございます。

款の6、保健事業費につきましては、各種保健事業や特定健康診査等事業実績により149万1,000円を減額するものでございます。

5ページ、款の9、諸支出金につきましては、税の過年度還付金の実績により74万2,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第5号について御説明いたします。

承認第5号は、専決第5号で処理いたしました令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,042万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,209万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、保険料は、被保険者の死亡・転出・転入・資格取得等の異動に伴い137万8,000円を増額するものでございます。

次に、款の3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収入見込みにより、2,000円増額するものでございます。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付費実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込によります補正でございます。

次に2ページ、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費・地域支援事業等の実績に伴う減額及び給与費等繰入金の減額に伴い518万6,000円減額するものでございます。

項の2、基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、基金からの繰り入れ分1,237万7,000円を減額するものでございます。

款の13、諸収入については、配食サービス事業利用者負担金の増額が主なもので6万5,000円増額するものでございます。

次に、歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、不用額141万4,000円を減額するものでございます。

次に、5ページから9ページ、款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績により、合計で2,350万8,000円減額するものでございます。

次に、9ページから12ページ、款の5、地域支援事業につきましても、各事業の実績により、合計で622万8,000円減額するものでございます。

款の6、基金積立金につきましては、介護保険基金積立金として1,086万2,000円増額するものです。

次に、款の7、公債費及び款の8、諸支出金につきましては、実績に基づき減

額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしくお願いいいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 介護給付費居宅サービス費等が全体的にマイナスになっております。単純に私は年々高齢化が進むということで、介護サービスは事実ニーズとしては増えて行くのかなと捉え方をしているのですが、この中身を見ると全体的にマイナス計上になってますが、この要因が分かれば教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今回減額補正と言う事ですけども、これは決して需要が——見込みをですぬ少し多めに、やっぱり予算が不足してはサービスが滞りますので、ちょっと多めに計上して最終的に毎年こういう形で調整をさせていただいているところですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計
補正予算（第4号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第6号で処理した令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算書1枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,924万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明いたします。

歳入1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料収納見込により5万5,000円増額するものでございます。

款の2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料4,000円減額するものです。

款の4、繰入金につきましては、事務費等繰入金12万4,000円を減額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、長寿健診委託料補助金6,000円の増額と後期高齢者医療制度特別対策補助金1万1,000円を減額するものでございます。

次に歳出2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、職員手当・通信運搬費等の実績により4万円減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料納付金実績見込みにより36万4,000円増額するものでございます。

款の3、保健事業費につきましては、通信運搬費・手数料及び人間ドック補助実績見込みにより34万2,000円を減額するものでございます。

款の4、諸支出金につきましては、保険料過年度還付金及び還付加算金の実績見込みにより6万円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時03分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第24号 普通財産の無償貸付けについて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第24号普通財産の無償貸付けについてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第24号について御説明申し上げます。

議案第24号は、普通財産の無償貸付けについてでございます。

島内への定住促進と良好な住環境の保全を図るため、1市2町と株式会社川商ハウスとで、種子島空き家・空き地等の利活用に関する連携協定を、令和元年7月26日付けで締結しているところでございます。

このたび、この協定の連携協力事項第1条第1項第3号に基づきまして、必要な支援を行うということで、普通財産の無償貸付けについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。

1枚目をご覧ください。

財産の所在地、種別、地目、地積でございますが、南種子町中之下字焼野1903番67の一部、地積506平米、南種子町中之下字中ノ走1937番1の一部、地積629平米、南種子町中之上字山崎2344番1の一部、地積447平米の3筆であります。

貸付けの目的は、住宅用地として、契約の方法は随意契約、契約の相手方でございますが、株式会社川商ハウス代表取締役社長西田隆昭氏でございます。

それでは、2枚目をお開きください。

財産の所在地の黄色で塗っている部分を無償で貸し付けるということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 提案されている24号については、無償貸付けということでございます。説明を受け、令和元年の7月に定住促進に係ることで連携契約に基づく事だと説明ありましたので理解できます。ただですね、3番目の学校用地である地目になっている、普通財産という提案に至っている関連、整合性を問いたいです。説明を加えていただきたいです。

なお、随意契約の内容としてですね、貸付期間は何年間なのか、更新を規定を設けて定めているのかですね、また、住宅建築の着手あるいは完成を随意契約をしたのちいつまでに履行しなければならない、そういうふうな条項が規定されている契約案になっているのでしょうか。ちなみに、この地目は学校用地になっている土地については、22年に鹿児島県から旧南種子高校跡地を譲り受けたものと承知を、その物件の一部だと理解をいたしておりますが、現在も提案書のとおり学校用地と言う地目のままなっている現状と、見出しにある普通財産の無償貸付けとの因果関係、整合性についてお願いをします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） まず、学校用地が普通財産ということでございますが、これについては議員のおっしゃるとおりですね、平成22年に鹿児島県と県有土地建物譲渡契約書というのを締結しております。その中において、使用目的等の条項がございまして、その中で住宅の用途として供すということでしております。その中で、県と管理体制の共有をする上で、学校建物については当時中平小学校の校舎建替ということもございましたので、それらの仮校舎として使用するということもあります。それから、社会教育施設として、体育館、弓道場、テニスコート、武道館というようなことでそれぞれ定めているところでございます。その中で特定職員住宅ということで普通財産として、管財の方でその時点で譲り受けているということで普通財産として処理をしております。

それから、随意契約の理由でございまして、あくまでも私どもがその性質目的が競争入札に適しないということでございまして、連携協定の締結によりまして必要な支援を行うということがされております。その性質は自治体の要望どおり応えていただくということを考えますところから、今回はその性質に適さないという判断をしたところで、随意契約というところにしております。

なお、公有財産の管理規則の中で、貸付期間については定めがございまして、27条の規定によります30年間ということでしております。それから、この期間に

については更新することができるという事も規定されておりますので、それに従った処理を進めて行こうと考えております。着工期日については、詳細については今後検討も進めながらしていくという事で、場所等の確認をしながら設計等も入っていくという事になりますので、詳細の詰めについてはまだしていないところがあります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長、住宅用地として目的を定めて、例え随意契約であろうと本町が町挙げて、特に小園町長も定住促進化を主たる行政の一事項として、重点事項として取り組んでいる中で、契約相手方の契約の内容に建築に伴う履行期限等を協議を見ないままと言うのは、どうもお粗末ではないか。と考えますけど、町長のお考えを御一考を聞きたいです。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ちょっと総務課長の方からの答弁が、私もちょっと腑に落ちないような答弁でしたので、申し添えておきますけれども、これは、先程から申し上げていますが、宇宙留学の関係、そして家族留学、そして残られる方その他にも移住定住の流れ、教職員も三十数名町外から住居確保が出来ていないという現状、そしてコスモテックに一定期間おられた方が社宅に住めないという、そしてまたそれも町外からであります。そういう現状を私は川商ハウスがいろんな社長さん方やら、銀行の頭取やいろんな方が呼ばれているその懇談の中でもいろいろこれまで説明をしてきました。そして有機生産組合の地球畑の30周年の中でもこういうことを話をしている訳でありますけれども、そういうことからいろんな企業の方がそっちにも来ておまして、南種子町のこの現状を聞いていただいた中で、私どもの定住の在り方そして本当に取り組んでいる姿勢を理解をしていただいて、私どもの町と連携協定を結んでおりますから、そしてまた他の業者も出来ることを協力をしたいという話が出て来ているのが現状であります。まずはこの連携協定を1市2町で結んで、他の所では大きなマンションも出来たり、事務所も構えたり、ホテルも出来たりといろいろ進んでおりますけれども、本町のこの現状を踏まえ、まずはこの連携協定に基づいて空き地等あれば早急に住宅を造って、協力をしたいという話でありましたので、後で今後の固定資産税だとかそういうものによって、ただ無償で貸し付けはしますけれども、逆にそれ以上の効果は私はあると思っております。そういう話はこれまで企画課の方が詳しい話は聞いておりますので、全然話が煮詰まっていない訳ではなくて、早急に取り組むということで話を私は聞いております。そこは詳しくは企画課長の方から話がありますけれども、それを踏まえて今回土地の関係が普通財産の無償貸付

けということで適当なところをまずは戸数限られていますけれども、造っていただくということで今日提案したところがその部分であります。その他にもいろんな構想を企業もまた私どもに提案を持ちかけておまして、そしてまた別の事業者あたりからも各地区にも住居を造りたいということで、それはまた違った形での今提案がきているところでもあります。それは、川商ハウスの場合は連携協定を結んでおりますので、ただ他のところについては今後事業に取り組むということになれば、プロポーザルであったり、そういう適当なことをやらないといかんと言うふうに思っておりますので、そこはそういう提案、そして話をしていることが段々と煮詰まって参りましたら、近く事前に議会の方にも説明できればと思っております。

その他にも、本町今も課題がいろいろありまして、ホテル旅館についてもいろんな方々から要望をいただいております。先般もJAXAの関連の皆さん、そして県外からもこの前お出でいただいた社長さんなんかからも、やはりこういういろんな事業に取り組んでおって、そして理解していただいて私どもにまたいろんなその方もここでできることがあればということで提案をしている訳でありますけれども、やはり宿泊の問題なんかも今言われておまして、そのことも含めてですね、なかなか地元の方々にも御相談いたしても先に進みませんから、本当に本町に御協力いただけたところがあれば、私は話をしっかり聞いて、そしてまた議会にも御相談を出来ればなと言うふうに思っていますので、この川商ハウスの計画等について、ちょっと詳細部分について企画課長に説明させますのでそういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 詳細については今概要という事で、総務課長、町長からもあったところですが、提案しております2枚目の2カ所ございますけれども、こちらについては、両方とも平屋の1戸建てを2棟づつ建設をしたいということで伺っております。3枚目の用地の候補地については1棟分を建設したいということで、本日可決いただければその後着工を進めていくというふうになってございます。

その他にも、マンション的な物も建てたいという意向もあつたりしますので、そこら辺についてはまた今後候補地の関係であつたりとか、どういった物を作っていくかという部分も協議をしながら進めて行きたいと思っておりますのでございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 企画課長、趣旨として、速やかにという表現で分かりますけ

れども、契約を交わすとなればやっぱりぴしゃっと、着工、供用開始をするという運用開始をするということについては、契約の主たる要項だと要だと思えますよ。その辺にポイントをおいて、交わされるように節をお願いをいたします。ちなみに議長お許してください。関連で現状で空き家バンクに登録されている町のホームページ等に載せている物件数は何棟、成果としては何棟あるんですか。教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 現在空き家バンクのホームページ上で掲載されているのは2棟分でありますけれども、それは随時登録をしてすぐ入られる方も多くなっておりまして、町の単独の200万円上限の補助もありますけれども、これも空き家バンクにまず登録をしていただいて、それで改修を行うというふうになっておりますので、いったん登録をしていただいて改修をして、すぐリフォームした物件については借りの方がすぐおりまして、入居していただいている状況でありまして、延べ件数についてはちょっと手元に資料が無いところですが、改修の事業も行われて来ましたので、その改修した分については入居が進んでいるという状況にあります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 町長の先程の答弁です、個々に話もいろいろとすることの中でそういった話の内容がですね、実って来よるのかなというふうに変うれしく思っているところでありますが、1点聞きたいのは今回川商ハウスさんとの随意契約ということみたいですが、町内外の企業が土地を無償提供してくれないかと、家を造りたいと、そして提供したいというふうな企業があればですよ、そういう企業があるかどうかは定かではありませんが、そういうのがあればですよ提供していただくのか、それと1点答弁していただきたいんですが、今建設を10件、2件、2件と建てるという事ですが、地元の企業を出来るだけ使っていただけるようにそこら辺は話をさせていただくようお願いしたいなというふうに思います。1点だけお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでも町内のいろんな方々にも、そういう話があったりしているので、本当に作っていただけるのであれば協力をいただけないかなという話をこれまでもしてきております。やってもいいような話は聞くんですが、なかなかそこまで至っていかないというのが現状でありまして、今後もそういう方々がおられればそういう方々も含めて協力をいただければ非常にありがたいというふうに私は思います。まずは、川商ハウスとは西之表市、中種子

町、南種子町と1市2町で連携協定をせつかくやっておりますので、まずはここで本当に協力いただけるのであれば、そういう協力を南種子町にも事務所も中種子町、西之表市だけありますし、本当に南種子町にも協力をいただければそういうことを実際にやってもらいたいということで話をいたしました。それで今回まずはこの議決をいただければ正式な契約をして、そして取り組んでいただくこととなりますけれども、やっていただくということになれば今後もそうですけれども、この島外の方々が事業に関わっていただく場合については、当然この町内の建設業者を使っていたきたいという事は、もう既に話をしております、そういうことについては御理解をいただいているところであります。そのことについては、議員の皆様方からも今日もまた御意見をいただきましたので、当然今後もしっかりとそういうことについては御相談をしていただきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） すみません。先程、小園議員の質問に対して私の説明不足があったかと思いますが、先程企画課長の方でおっしゃったとおり2棟、2棟、1棟です。中学校入口が2棟、給食センター横が2棟、山崎、旧南高下ですが1棟ということで、これらについてはあくまでも事業実施については予算の今回の議決等いただいたのちに契約という形になっていきます。その中でこの議決をいただいて業者の方と調整をして木造かRCで行くかということで、もちろん設計に入って行きます。設計の中で期間等がそれぞれ違ってきますので、着工がいつかというのはなかなか厳しい回答ということで、私の方はされていないというふうな表現をしてしまったことは申し訳なかったと思いますが、実際そういうことでありますので、RCになるともうちょっと期間が延びるということで御理解いただきたいとこのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 同僚議員がいろいろと質問をいたしました。その件について、総務課長、町長、企画課長が説明をされたところでありますが、私は確認のために質問をしたいと思います。まず、3点ぐらい質問をしたいとこのように思っていた訳であります。ある程度同僚議員の質問また答弁によって理解をする訳であります。しかしながら、この3点についてはですね、今後協議をして行くだろうと、そういうような事で、理解をして質問をしたいと思いますが、まずこの住宅でありますけれども、一般の方を対象に貸し付けをして運用をしていくのかどうかですね、これが第1点でした。2点目は貸し付けをしてから1年以内とかその年度によって建設をして行くと、そういうところが協議されているのかと、第

3点は税収入が発生するのかと、このような3点についての質問をしたいとこのように思っておったんですが、いろいろと答弁においては理解する訳であります。今後その件については検討をして行くのかどうかですね、そのことをまた議会にも説明をしていただきたいとそう思うところでもあります。町長におかれまして1点聞きたいと思いますが、このような定住促進ですね、それから空き家関係の協定を結んでいた訳でありますけれども、今後このような形で町の活性化をするとなればですね、いろんなメリットが出て来ると思いますが、町長としては、先程企画課長もお話をしましたけれども、今後このような事例が出てくれば積極的に土地の貸付けもしながら進めて行きたいと、このような答弁でありましたけれども、町長としては今後どのような考え方をしているのか、それをお聞きしたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まず最後の質問についてお答えをいたしますが、なかなかこの公営住宅を行政の方で建設をするということは、戸数的にもそしてまた短期間で進むということはまず有り得ません。予算のつき方も希望どおりつくわけでもありませんから、なかなか非常に厳しいなと思っております。

この空き家の改修についても、今3戸づつ3年度も4年度もやっておりますけれども、これで実際にここにおいでいただく方々の受け入れが全然間に合っていないというのが現状であります。早急にこれをやるということで取り組むためには、やっぱり私は協力いただける民間の方々がおられれば、その協力をいただく方がこれはスピーディーにそういう対策が取れるというふうに思っておりますので、今後も町有地を一応今形としては進めておりますが、民地でも御紹介をしてそういう取り組みをしていただける事業者がおればそこも含めてですね、やっぱり各地区にも住居を建設してほしいなというふうに思っております。今提案いただいているいろいろ話をしていますが、今後各地区の方についても、個人的にはやっぱり4戸から6戸ぐらいづつは、まずさっと各地区にも作ってもらいたいということでもあります。そこに、本町においでいただく方々が家族で来られたり、そしてまた移り住んで来るということは、その地区が本当に活性化が進んで行きますので、なかなかこの町でも人口減少対策と言われますけれども、タイミング的には私どもの町は今非常にいい環境だというふうに思っていますので、ここをしっかりとそういう方々とマッチングした形で、進めて行きたいなというふうに思っているところです。

そして、今日議決いただければ当然川商さんの方には御報告をすることになることと思えますけれども、川商ハウスとしては早急に建設に入りたいということ

でありますので、今後十分に協議を詰めないと分かりませんが、今年度中に私は一定の解決を出来るんだらうと思っております。

そして、先程から申し上げておりますけれども、本当の私の考えとしては上中地区よりも各地区の方を本当はどんどん進めたいというのが気持ちとしてはありますので、そちらの方については、今、御提案いただいておりますので、そういう提案を踏まえて部内で協議をして、そしてまたどうこの事業の進め方がいいのかについては、時間が取れましたらまた御相談を申し上げますので、しっかりと全協なりでも話が出来ればなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ほか詳細の部分については担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは私の方から税収の固定資産の試算について説明いたしますが、町内においてのコンクリートブロック等の住宅建設が実際少なくてですね、昨年も1件しかなかったところでございます。先程申し上げましたように設計等もこれから調整ということに入って行って、構造上が非常に不明なところがございまして、昨年度の評価額で大体2,400万円の評価があった場合は、税額としては固定資産税は34万円相当ということが試算されておりますので、木造になるかコンクリートになるか分かりませんが、2,400万円の評価であれば34万円程度ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号普通財産の無償貸付けについては原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第25号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第 25 号令和 4 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、地方創生臨時交付金を活用した事業と目的基金を活用した事業の追加に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,292 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 3,292 万 1,000 円とするものでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明をいたします。4 ページをお開きください。

まず、議会費については、情報公開条例に基づく開示請求があり、情報不開示とする決定に対して不服があるということで審査請求書が提出されたために、統一的情報公開・個人情報保護審査会を開催する必要があることから、関連費用として 78 万 6,000 円を追加するものでございます。

次に企画費については、一般コミュニティ助成事業補助金によるもので、350 万円を追加するものでございます。

次に地方創生臨時交付金事業費については、種子島地区航路・航空路支援金、地域まるごと応援クーポン券支給事業によるもので、5,665 万円を追加するものでございます。

次に同ページから 5 ページ、介護保険福祉費については、介護員養成研修補助によるもので、162 万 8,000 円を追加するものでございます。

次に同ページ、医療対策費については、新型コロナウイルス感染症病床を有する医療機関従事者への慰労金によるもので、884 万円を追加するものでございます。

次に同ページから 6 ページ、小学校・中学校の学校管理費については、修学旅行取消し手数料補助が主なもので、小学校費で 567 万 9,000 円、中学校費で 306 万 6,000 円を追加するものでございます。

次に同ページ、小学校学校営繕費については、中平小春陽室屋根改修工事によるもので、700 万円を追加するものでございます。

次に 7 ページ、公民館費については、公民館施設等整備費補助金によるもので、

300万円を増額するものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、127万8,000円を増額するものでございます。

次に国庫支出金については、地方創生臨時交付金7,531万5,000円の追加によるものでございます。

次に繰入金については、町有施設整備事業基金繰入金700万円の増額が主なもので、合計で1,282万8,000円を繰り入れるものでございます。

次に諸収入については、コミュニティ助成事業350万円の追加によるものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれの担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 歳出のですね、4ページ議会費で78万6,000円という予算が組まれております。これは先般同僚議員から出された情報開示請求に対して、不開示としたことに対する不服申立の審査だと思うんですけども。78万6,000円という金額はですね、年金受給者にとっては半年分の生活費です。大きいです。そこで委員報酬と旅費と分けて計上しておりますけども、委員報酬というのは大体何人くらいの委員がおられて、そしてこれは固定給なのか時間給なのか。31万2,000円ですね。大きい金額ですよ。そして今度は旅費、これについては47万4,000円と、職員をこれの打ち合わせのために出張させるものだと思うんですけども、大体何人の職員を何回ぐらい出張させるのか、詳細が分かればお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは審査委員の人員から御紹介したいと思います。委員は5名以内となっております。5名南種子町の方では委嘱しているところでございます。弁護士、住民代表は漁協女性連合会の会長さん、それから同じく住民代表で民生委員児童委員協議会の理事、肝付町出身です。すみません、先程の漁協の女性連合会の会長は垂水市の方でございます。それから鹿児島県商工会

連合会会長が商工団体代表ということで鹿屋市の会長さんをお願いしております。それから鹿児島県立短期大学第2部商経学科准教授であります、行政法を専攻している方でございますが、学識経験者ということで鹿児島市であります。弁護士においても鹿児島市の委員でございます。この5人のうち報酬が会長においては、日額1万8,000円でございます。委員については、日額1万5,000円ということで規定されております。

それでは委員報酬について予算の説明からいたします。委員報酬が31万2,000円ありますが、これについては委員、先程申し上げた報酬の委員4名、それから会長1名の1回に開催する金額が7万8,000円必要額になります。その4回程度を見込んでおりますので、31万2,000円計上したところでございます。

次に旅費でございます。旅費については委員の費用弁償というものがございしますが、先程言いましたようにそれぞれの地域からの費用弁償がございしますので、これらの費用が1万9,399円の試算をしております。これの4回分ということで、7万7,596円ということです。それから議長及び職員の旅費を2名組んでおりますので、審査会はあくまでも南種子町の審査会ということになりますので、職員が2名行ってそれぞれの委員の報酬の支払い等もございしますので、2名説明者を含めて行くという事で4回を計画しております、合わせて47万4,000円というふうになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総務課長、5名の委員を町内居住の方に限ってという限定されていない説明でしたが、この審査する諮問を受けた審査会の協議場所というのはどこで行われる訳ですか。旅費との関係がありますからね。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） この審査会については、鹿児島県の市町村行政推進協議会の方に鹿児島県に参加している方は数団体ございますが、ほとんど入っているということで聞いております。その中で私どももその団体に入っております、自治会館の中で開催されるということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田博君） 5ページですね。款の保健衛生費の総務費ですけれども、サーモグラフィ設置事業費と負担金というふうになってますけれども、どこに

設置する負担金なのか。それともう1点、一番最後のページになりますけれども教育費の公民館費、補助金、公民館施設等整備費補助金300万円、どこの中央公民館の整備なのか、それとも各地区の公民館なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） サーモグラフィーの設置場所についての御質問ですが、設置場所は南埠頭、現在令和3年度についてもサーモグラフィーを設置してやっていたところですが、あそこの分の事業費について県から自治体についても負担をしてほしいと言うことで依頼がありまして、協議の結果それぞれ2分の1については各関係自治体で負担するというので今回計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今、保健福祉課長からありましたけれども、これまで港の方と空港の方とやっておりますが、結局、県の方も大島あたりでも負担を求めて一部そういうところもあったりしてですね、今後ずっとこれを継続してやっていくうえにおいて、それぞれの自治体においても、どうしても負担をしてくれということでありますので、ここについては御理解をいただきたいと思います。

それから、公民館施設等のこの補助金ですが、それぞれの各地区の公民館からも要望が毎年上がってきますけれども、やっぱり高齢者も多くなったり、そしてまたそういった中で公民館の施設整備をするときに、少なくなってきた人数の中からも負担をしなければならないとかいろんな声を聞いております。そしてまたこれまでの要綱ですと、1回補助を受けてから何年たたなければまた補助が受けられないとか、いろんなそういう要望がありました。そして、実際には非常になかなか公民館建設をするときには補助事業等を活用して出来るところはいいんでしょうけれども、そういうところでシロアリに食われたりですね、いろんな状況、本当に皆さんが御苦労をしているところもあるようでございましたので、これについてはちょっと協議をさせていただいて、4年の4月始めにおいて公民館施設の要綱について改正をさせていただきました。そしてまた教育委員会の方では、これについて承認をいただいているところでありますが、この要綱改正に基づいてもっと使い勝手のいいそういう制度にしたいということで、今回それに基づいた補助金を追加で出したというところでありまして、具体的にはまた課長の方から答弁があると思いますけれども、今まで上限が高くなかった訳であります。そしてまた、施設の改修においても多額の金もかかったりしますので、そこ

については普通の施設の改修等については上限が 200 万円だったと思いますけれども、そこらまで引き上げてですねそして新設の分、そしてまた公民館と直接関係の無いいろんな施設整備であったりありますので、そこら辺をもっと公民館がそしてまた年数撤廃を行ったことによって、今後どういう状況が出て来るかわかりませんからそういったものに対応できる要綱にしようということで出した予算であります。ちょっと、詳細については教育委員会課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○社会教育課長（濱田伸一君） 柳田議員の質問にお答えをいたします。

ちょっと町長と重複する点がございませぬけれども、説明を行います。公民館施設等整備費補助金につきましては、各公民館の施設において施設の老朽化、或いはシロアリ等の様な被害などが連絡が来ておりまして、公民館の施設を維持管理することは非常に難しいという現状でございませぬ。このような現状を考えまして公民館施設などの修繕を行おうとする公民館に対しまして、町長からもありましたように補助金の基準を緩和いたしまして、公民館施設の充実を図ることを目的に要綱の改正を行ったところでございませぬ。この補助金の緩和見直しに伴いまして令和 4 年 4 月に新たに公民館から要望申請をいただくこととなります。このコロナ禍の状況を利用いたしまして早期に対応することと、現在の予算額 100 万円に対しまして、300 万円を上乗せし、合計 400 万円の予算により、より多くの公民館に対応活用出来るよう要求するものでございませぬ。

また、見直しの内容につきましては、新築、改築、備品等もあるんですけれども、主に改築になろうかと思っておりますので、改築事業におかれましては、限度額を 100 万円から 200 万円に見直しております。補助対象の基準も 2 分の 1 以内から 5 分の 3 以内ということで見直しを行い、ある程度限度額補助対象基準も引き上げまして緩和を図っております。是非今回活用して公民館の充実を図っていただきたいと思っております。またこれにつきましては、各地区公民館長へは 4 月 17 日に公民館連絡協議会への地区委員会を開催いたしまして、御説明をさせていただいたところでございませぬ。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○6 番（柳田 博君） はい。ありがとうございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。5 番、名越多喜子さん。

○5 番（名越多喜子さん） 款の 4 衛生費ですけども、5 の医療対策費の中のコロナ補助金で、コロナの感染症の従事者の慰労金となってるんですけども、これは

例えば公立種子島病院は中種子町と合同でやっていますので、これは南種子町からの分が884万円とプラス中種子町もこれを出すということはどうなっているのでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これは、感染症の病床数が以前は2床でしたから、それを両町で負担をしまして、8床増の10床にしています。そのおかげで今なんとかいろんな対応が出来ていると思います。

しかしながら、昨日も中種子町関係の検査が70名、その前日も四十数名ということで、すごい今その前は南種子町が多かったんですけども、そういう状況でありまして、議員のおっしゃるようにこの公立種子島病院が新型コロナウイルス感染症病床を有する病院ということで、患者の対応もいろんな方々が御苦労されておりますので、ここに慰労金を出したいというのが今回のものであります。おっしゃられるように中種子町の方であります。以前慰労金を出すときも中種子町長と私との中では合意されておりましたけれども、職員のレベルでその後話をしますと、中種子町はどうもそこら辺が上手く行ってなくて、前回も南種子町だけが負担いたしました。今回もまずその以前の協議の結果を踏まえると、なかなか一緒にそこを負担していくというのは私はもう無理だろうと思っておりますので、これは速やかに南種子町で負担をすることと致しているところであります。そこについては、今後も話はして他のものについても両町でやっていきますけれども、なかなかトップで話をしたことが前に進まんというのは非常に私も残念でありますけれども、現状としてはそういう状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議長、関連でお許してください。

保健福祉課長と町長に質疑をいたします。第8期の介護保険計画、3か年計画、令和4年度は2年目に入っているんだらうと承知をしておりますが、施設入所の待機者が増える傾向にあって、地域密着型の保健施設を事業化するように3年度においては事業者を募集し、以前に1件申請が来るといような説明を去る議会で受けた記憶があります。結論として、ゼロ施設ということになったようですが、今後の待機者解消のためにどのように施策として進めていかれるのかその積極的な姿勢と動向予定についてお尋ねさせてください。

もう1点、産業廃棄物の件について、情報提供ということでおつなぎを説明をいただければ有難いのですが。聞くところによると懸案となっているA事業者の設置場所に一般廃棄物も混在混入している実態があるやに聞きます。御承知のとおり産業廃棄物については県の許可権でありますけど、一般廃棄物については当

然町長の許可だろうと察しておりますが、その許可不許可にした時期はいつだったのかですね、現地として当然公害にいたらないような住民生活、あるいは産業に影響がない状況に健全な管理をしていただくために町の責任があるのかですね、私は見るところ一般廃棄物、産業廃棄物、あるいはその廃棄物を処理委託をした方が判明出来るような、区分出来るような現状現場ではないと見受けしていますが、その辺の見解はどうなのでしょう。ちなみに、また県はどういう対応をされているのか、熊毛支庁にお尋ねをしたところ、許可については今年の3月5日付で産業廃棄物業としての不許可の処置をしたとお聞きをしております。

○議長（広浜喜一郎君） 小園議員、小園議員、この件についてはですね補正予算とは別件だと思いますので、また別の機会にちょっと全協でも執行部の方からまた説明を受けたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○8番（小園實重君） 議長、議長采配でいいですけど、予算書の中の全く無縁ということではなくて、衛生費に関連してということで発言を申し上げたところです。

○議長（広浜喜一郎君） 最初の質問の介護保険の介護施設の件について、町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問のとおり介護施設につきましては申請があったところでありまして、そのことについては私どもは審査会の方に諮問をし答申を受けております。詳細については、保健福祉課長の方で十分把握をしていると思いますが、今回はこの介護従事者の確保というのは本町においても現在どこでも非常にここは今後考えていかなければならない分野だと思います。新しい施設が出来るについても、この従事者の確保というのが非常に厳しいように伺っております。要はそういうものがしっかりと確保の見通しが立っていなければならないというのもまたそれを委員の方々からもそういう心配をものすごくされて、御意見があったことはちょっと伺っております。その他諸々の中で今回はゼロ施設だったんだろうというふうに思いますが、委員会の答申を踏まえて私どもの方で決定をさせていただいておりますが、現在御承知の通り中種子町、西之表市にも休止をしている施設があります。ここについてもこの人材の確保、そして今後こういう状態でありますと、南種子町の待機の方々を受け入れるものになって行きませんし、そしてまた国庫の補助事業等を導入してやっておりますから、ここについては早急に今後もこういうところを開始をしていただかなければ、これは補助金の返還であったりいろんな問題が出て参ります。新しく新設をするにおいても、しっかりとしたそういう皆さん御意見をいただく中で、その介護従事者の問題であったりいろんな問題をクリア出来るという計画でないと、なかなか厳しいのではないかなというふうに思っているところであります。今後そこら辺については、

当然担当の方からもお話があつていると思いますから、今後再度そういうものをクリアが出来て、そしてまた新たなそれが出て参りましたら、それはそれでまたしっかりと進められるように審査をして行くことになるんだろうと思います。加えて、介護のこの従事者の確保ということはこれまでも議員の皆様方からもいろんな御指摘もいただいておりますが、今回出しておりますけれども南種子町においては、この介護従事者の介護人の養成研修の補助も出しているところであります。ただ一部をいろんな自治体においては補助をしておりますが、こういうことではなかなかこういう人材が育たないのではないかとということで、本町においては今回は人材育成の基金を活用して、本町の町民の皆さんがこの資格を取るにあたっては、全額を補助する制度というふうに致しましたので、こういうことをどんどん進めながらそういう人材も育てて行くということを併せてやって行きたいというふうに思います。

産業廃棄物についてはまた改めて話は詳しくさせていただきますけれども、ちょうど先週だったと思います。鹿児島県の方で他の事も要請がありましたので、地元の県議の先生と会いました。そして、直接知事の方にもこのことについては申し入れていただいております。そして5月明けに本課の方から私に話に来ると言うことでもありますので、それを踏まえてしっかりと対応したいと思いますが、文書においてその一般廃棄物がどうとかって言いますけれども、当然その事について手前を整理をするときに、町がやるべきことは一般廃棄物についてもしっかりと処理をしております。そういう協力を町は県がしっかりとやるのであれば、中のものもそういう町が取るべきことについてはしっかりとやるということは申し上げてますので、今後5月のあたりにその担当課の課長が来られた時に、現場も見ただけということでもありますので、その中でしっかりとまた話を聞いて参りたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 地域まるごと応援クーポン券の企画があります。これの詳細を教えてほしいのと、先程のコロナ介護の助成で1人当たりの単価どれぐらい見ているのかの2点お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 介護員養成研修の補助ですけれども、1人当たり8万1,400円の20名分計上しているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 地域まるごと応援クーポン券ですけれども、こちらにつ

いては令和2年度、3年度についてもクーポン事業実施して来ておりますけれども、長引くコロナの影響によりまして、なかなか町内の経済が回っていないというところもございまして、臨時交付金を活用して今年度も実施をするということでもあります。こちらについては、1世帯当たり1万5,000円分のクーポン券を配布をいたしまして、そのうち5,000円分については飲食店のクーポン券といたしまして、後、5,000円を飲食店、日用品雑貨類等のクーポン券といたします。残りの5,000円については共通のクーポン券といたしまして、この共通のクーポン券については燃料等についても使用できるようにしたいというふうに考えております。こちらについては、使用の期間を6月1日から10月31日までということと想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 地域まるごと応援クーポンについては、今企画課長の方からありましたが、協議をしている段階の話でありまして、まだ中身が完全決定をしている訳ではありません。ただ、3種類に分けて、要するにこの農産品、水産品、そしてこの地域に関わるものいろいろなものにこれが金が回るようにしたいということでありまして、補助事業でも協力いただく宿泊の関係の補助事業も3,000万円程入れてますので、それも飲食店にクーポン5,000円のうちの2,000円が回りますし、体験型にも回ります。そういうものと合わせて回せんかなというところで考えております。問題は、現在町の事業者からこれまでもいろいろ取り組んでいただいたので、もういろいろあんまり頼み一ならんなーというような話も聞きますけれども、夜全く人が動かないということで、多くの事業者の方からも話を伺っております。当然、今こういう状況でありますから地域の方々もなかなか心配をしながらなんだろうと思っておりますけれども、対策を取りながらやっぱり県の方も国の方も第三者認証の制度を受けているところについて、それを回そうとしておりますので、ここは何とか協力出来るように人が少しでも動けるような、そしてずっとその農産品、水産品なんかにも波及するようなですね、要望が来ておりますのでそこを含めてなんとかやりたいということでもありますので、中身は3種類程でこれからしっかりと詰めて参りたいと思っておりますけれども、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号令和 4 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

————— . ——— . —————

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和 4 年第 3 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

————— . ——— . —————

閉 会 午後 0 時 0 4 分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 福 島 照 男

南種子町議会議員 廣 濱 正 治